訪問看護サービス契約書
重要事項・サービス内容説明書

山口市社会福祉協議会

あとう訪問看護ステーション

重要事項及びサービス内容説明書

事業所概要

◇事業の目的、運営方針

目的　　訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師等が医師の指示を受けて、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

方針　　利用者の心身の特性や能力に応じ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

法　人　名	社会福祉法人　山口市社会福祉協議会
代　表　者　名	会長　　徳永　雅典
事　業　所　名	山口市社会福祉協議会　あとう訪問看護ステーション
所　在　地	山口市阿東地福上1697番地
提供サービス	訪問看護
介護保険事業所番号	3560390191
医療保険事業所番号	03, 9019, 1
サービス提供地域	山口市阿東地区、山口市徳地柚木・横山・大原地区 旧むつみ村地区
職　員　体　制	看護師　4名（1 名管理者兼務）・ 准看護師　2名
管　理　者	奥山　瞳
営　業　日	平日、土曜日（但し、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）
営　業　時　間	午前8時30分から午後5時15分
その他の介護保険指定事業所	・居宅介護支援事業所　　（3570301774） ・訪問介護事業所　　（3570301758）

当事業所が提供する訪問看護サービスは以下の通りです。

１，サービス提供日時

居宅介護サービス計画書にて提示します。

２，訪問看護計画内容

初回訪問にて、「利用者、主たる介護者、世帯主、家族」（以下利用者等）の要望に応じて、指示書および居宅サービス計画書に基づいた訪問看護計画書を作成します。作成した計画書は提示し同意をいただきます。状態に応じて計画内容は変更可能です。

３，提供手順

（１）主治医が作成した指示書が、訪問看護ステーションへ交付されます。
（２）指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、主治医に提供します。
（３）訪問看護実施に当たり、利用者の健康手帳に必要事項を記載します。
（４）看護の提供に用いる設備、器具は実施ごとに消毒・滅菌したものを用います。
（５）看護実施後、主治医に報告書を提出します。
（６）毎月１回、事前に利用者等に契約書で了解を戴いた方について、関係法令により地方自治体に、心身の状態、訪問看護の内容、主傷病名等の情報提供を行います。
（７）利用者の状態に変化があった場合、主治医の特別指示にて 14 日間の訪問が可能です。

４，担当看護師

（１）利用者等は、いつでも担当看護師の変更を申し出ることが出来ます。その場合、サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない場合は、変更の申し出に応じます。
（２）担当の訪問看護師が退職する等の正当な理由がある場合に限り、事前に利用者等の了解を得て、担当職員の変更をすることがあります。
（３）職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示をお求め下さい。

５，利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、**基本料金（料金表）の１割**ですが、**一定以上の所得のある方は２割、または３割**となります。

ただし、**介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担** となります。

（１）介護保険

令和６年６月１日改定

保険種別	介護保険による訪問看護	
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要性を認めた方	
利用料金	２０分未満	３，１４０円
	３０分未満	４，７１０円
	３０分以上１時間未満	８，２３０円
	１時間以上１時間３０分未満	１１，２８０円
	サービス提供体制加算	６０円／回
	夜間・早朝料金は１．２５倍（６時～８時・１８時～２２時） 深夜料金は１．５倍（２２時～６時）	
加算	特別地域加算	１５％
加算料金	緊急時訪問看護加算Ⅰ１（１月以内の２回目以降の緊急訪問については早朝、夜間、深夜の訪問看護に係わる加算を算定）	６，０００円／月

	特別管理加算（Ⅰ）	５，０００円／月
	特別管理加算（Ⅱ）	２，５００円／月
	初回加算	（Ⅰ）3,500 円（Ⅱ）3,000 円
	退院時共同指導加算	６，０００円
	ターミナルケア加算	２５，０００円
	長時間訪問看護加算（特別な管理が必要で訪問時間が 1 時間 30 分以上になる時）	３，０００円／回
	複数名訪問看護加算　３０分未満 ３０分以上	２，５４０円／回 ４，０２０円／回

（２）医療保険

保険種別	医療保険（健康保険・後期高齢者医療保険）による訪問看護	
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）の方 ②介護保険利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や急性増悪期状態の方 ＊健康保険、該当保険の自己負担割合分 ＊後期高齢者医療保険､該当保険の自己負担割合分	
利用料金	＊訪問看護基本療養費（Ⅰ）	
	週３日目まで 週４日目以降	５，５５０円 ６，５５０円
	＊訪問看護基本療養費（Ⅲ） （１泊２日以上の外泊時の訪問）	８，５００円
	＊訪問看護管理療養費	
	月の初日 月の２日目以降	７，７１０円 ３，０１０円
	＊訪問看護物価対応料（1 日につき）	
	月の初日 月の２日目以降	６０円 ２０円
加算料金	２４時間対応体制加算	６，８００円／月
	特別管理加算 （重症度の高い利用者）	２，５００円／月 ５，０００円／月
	退院時共同指導加算（退院・退所毎１回に限る。厚生労働大臣が定める疾患の利用者に限り２回まで加算可能）	８，０００円
	退院支援指導加算（退院日に在宅で療養上必要な指導を行った時）	６，０００円

	長時間訪問看護加算（週１日に限り）	５，２００円
	夜間・早朝訪問看護加算 （６時～８時・１８時～２２時）	２，１００円
	深夜訪問看護加算（２２時～６時）	４，２００円
	複数名訪問看護加算（週１回まで）	４，５００円
	緊急時訪問看護加算	(イ)2,650 円/日 (月 14 日目まで) (ロ)2,000 円/日 (月 15 日目以降)
	在宅患者連携指導加算	３，０００円／月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月２回まで）	２，０００円
	特別管理指導加算	２，０００円
	難病等複数回訪問看護加算　１日２回 １日３回以上	４，５００円 ８，０００円
	訪問看護ターミナルケア療養費	２５，０００円
	訪問看護情報提供療養費(保険医療機関等)	１，５００円／月

【　訪問看護加算同意　】

複数名訪問看護加算　　同意する　　同意しない
緊急時訪問看護加算　　同意する　　同意しない

（３）上記料金以外の徴収（保険外）

◇超過看護サービス料　１時間３０分以上１時間増す毎　１，０００円
◇休日料金　２，５００円／日（医療保険）
◇エンゼルケア　１０，０００円／回
◇日常生活上必要な物品、その他　実費

６，交通費について

（１）通常の事業の実施地域は徴収致しません。
・山口市阿東地区、山口市徳地柚木・横山・大原地区、旧むつみ村地区
（２）上記の地区以外はその実費を徴収します。
・事業所から片道３０㎞未満　５００円
・事業所から片道３０㎞以上　１，０００円

７，支払い方法

利用料は１ヶ月ごとに計算し、翌月１５日までにサービスの提供日、当月の料金の内訳を記載した明細書を作成し、請求書に添付してお送りします。２７日までに下記の方法でお支払い下さい。

①　現金でお支払いになる場合　訪問時直接お渡し下さい。
②　通帳より自動引き落としの場合　毎月２７日（土・日・祝日は翌営業日引落し）

８，業務継続計画（BCP）の策定

感染症や自然災害が発生した場合であっても、訪問看護サービスを継続的に提供するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該計画（BCP）に従い、必要な措置を講じます。

（１） 職員に対して、業務継続計画について周知を図ります。

（２） 定期的な研修及び訓練を年１回以上実施します。

（３） 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

９，感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（１） 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（２） 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね６か月に１回以上開催します。

（３）定期的な研修及び訓練を年１回以上実施します。

１０，虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護･障がいサービス課長　田中　芳明

（２）虐待防止のための指針を整備します。

（３）虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果を職員に対して周知徹底を図ります。

（４）成年後見制度の利用を支援します。

（５）職員に対して虐待防止のための研修を計画的に年１回以上実施します。

（６）養護者等による虐待又は虐待が疑われる場合は、再発防止策を講じるとともに市町に報告又は通報します。

１１，ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組むとともに、利用者、家族等からのハラスメントに対して、必要な措置を講じます。

（１） 職場におけるハラスメント防止対策の周知、啓発を行います。

（２） ハラスメントの相談窓口を設置します。

（３） 職場において当該事案が発生した場合は、マニュアル等を基に対応し、再発防止に努めます。

（４） 職員に対して利用者又はその家族等から当該事案が行われた場合は、関係機関への連絡・相談、解約等の必要な措置を講じます。

１２，緊急時の対応方法

あとう訪問看護ステーション　TEL０８３－９５２－６００１

緊急時訪問看護対応体制（24時間・365日対応）

利 用 者	①通報 → ← 訪問② ← 処置⑤	あとう訪問看護ステーション 看 護 師	③報告→ ←指示④	主 治 医

利用者の方から緊急連絡があった場合、訪問又は相談を行い、状況に応じて主治医に報告・相談をします。主治医からの指示による処置を行い、必要な連絡先へ連絡・連携を行います。

主　治　医	氏　　名	
	医 療 機 関	
	住　　所	
	電 話 番 号	
	緊急連絡先	
緊急連絡先	氏　　名	続柄:
	住　　所	
	電話番号①	
	電話番号②	

１３，事故発生時の対応

訪問看護サービス提供時の事故、利用者又は家族の生命、身体、財産への損害が発生した場合は、速やかに管理者へ連絡し事故の確認の上、規定により損害を賠償します。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	賠償保険（社協の保険）
補償の概要	対人対物賠償　3，000万円

１４，サービス内容に関する苦情

（１）本会の利用者相談・苦情申立窓口

山口市社会福祉協議会 阿東出張所	受付担当者	道中　知（出張所長）
	受付時間	午前８時３０分～午後５時１５分 （土・日・祝日及び１２月２９日～ １月３日を除く）
	電話番号	０８３－９５２－０２９４（出張所）
山口市地域包括支援 センター 阿東分室	所在地	山口市阿東徳佐中３３８２番地
	受付時間	平日　午前８時３０分～午後５時１５分
	電話番号	０８３－９５６－０９９５
山口市　介護保険課	所在地	山口市亀山町２番１号
	受付時間	平日　午前８時３０分～午後５時１５分
	電話番号	０８３－９３４－２７９５
国民健康保険団体 連合会 （苦情相談班）	所在地	山口市朝田１９８０番地７
	受付時間	平日　午前９時００分～午後５時００分
	電話番号	０８３-９９５-１０１０

（２）第三者委員

本事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、「第三者委員」を設置しています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することも出来ますので、その際は上記苦情受付担当者にお問い合わせください。

第三者委員	米本律子　（学識経験者） 橋本昌代　（学識経験者） 原ユリ子　（学識経験者） 上野和昭　（学識経験者）

１５，キャンセル料

訪問前に申し出がない場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂くことがあります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

◇訪問前までに申し出があった場合　　無　　料

◇訪問前までに申し出がなかった場合　　当日利用料金金額の５０％

１６，サービス提供記録の開示

利用者から申し出があった場合には、サービス提供記録等を開示します。

１７，保険給付請求のための証明書交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

訪問看護サービス契約書

（利用者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

山口市社会福祉協議会
（事業者）　あとう訪問看護ステーション

【契約の目的】

第１条　事業者（山口市社会福祉協議会　あとう訪問看護ステーション）は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。

２　事業者は、サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書・サービス内容説明書による内容説明を行い、主治医からの指示書交付を受け、要介護状態区分と利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅サービス計画（ケアプラン）に従って、サービスを提供します。

３　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書・サービス内容説明書の記載に従い、事業者に対して、自己負担分の利用料を支払います。

【契約期間】

第２条

サービスの種類	訪　問　看　護
契　約　期　間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２　契約書に記載された契約期間満了日以前に利用者の要介護状態区分の変更があり、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日までとします。

３　契約期間満了日の 14 日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に要介護認定と同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

４　利用者から契約終了の申し出があった場合には、事業者は必要な措置をとります。

【居宅サービス計画変更の援助】

第３条　事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

【サービス内容の変更】

第４条　事業者が提供するサービスのうち、この契約書で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、重要事項説明書・サービス内容説明書の通りです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることが出来ます。
事業者は、利用者から申し出のあった場合、第１条に規定する契約の目的に反するな

ど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービス内容を変更します。
3　サービス内容を変更する場合、利用者は主治医及び介護支援専門員に連絡をとり、事業者は、内容変更の指示を受け、サービス内容を変更します。

【介護保険の適用を受けないサービスの説明】
第５条　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

【利用者の解約権】
第６条　利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることが出来ます。この場合には、14 日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

【事業者の解約権】
第７条　事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により、14 日以上の予告期間をもって、この契約を解除します。
２　事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。また、契約解除理由を主治医に届け了解を得ます。

【利用料の滞納】
第８条　利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を３ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、１ヶ月以上の期間を定めて、その期間内に支払いが無いときは、この契約を解除する旨の催告をすることがきでます。
２　事業者は、前項の催告をした場合には、第７条２項と同様の措置をとり、居宅サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行い、解除後も利用者の健康、生命に支障がないように、必要な措置を講じます。
３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約書を解除することができます。

【契約の終了】
第９条　次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
一　利用者が死亡したとき。
二　第６条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき。
三　第７条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がされ予告期間が満了したとき。
四　第８条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
五　利用者が介護保険施設へ入所した場合。
六　利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援状態区分とされた場合。

【損害賠償】
第１０条　事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
２　事業者は、発生した事故に利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

【秘密保持】
第１１条　事業者及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
２　事業者は、その事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
３　事業者は、個人情報保護法と守秘義務に基づき作成した規定を尊守し支援を行います。但し、個人情報使用目的を説明し同意を得たうえで、サービス担当者（ケアマネジャー及び医療機関、サービス提供事業者）と行う会議や事例検討会等において、利用者及びその家族に係る個人情報を提示・交付する場合があります。

【苦情処理】
第１２条　利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合や個人情報保護に関する苦情がある場合は、いつでも重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
２　事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

【虐待防止の措置】
第１３条　事業者は、サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止などに対応するため、担当者の設置、相談窓口の設置、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとします

【記録の整備、閲覧】
第１４条　事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に際して作成した諸記録、書類を整備し、その完結の日から２年間保存します。
２　事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、保管している利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写にいつでも応じます。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

【契約外条項】
第１５条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところ

を尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

【契約書署名欄】

契約にあたり、本書２通を作成し、利用者・事業者各１通ずつ保有することとします。

令和　　年　　月　　日

（利用者）私は、契約内容、重要事項及びサービス内容、個人情報使用についての説明を職員（　　）から受け、契約書に基づく条件でサービスの利用を申し込みます。また必要の際は、私及び家族の情報を、医療機関や他のサービス担当者及び連携機関に提供することに同意します。

利　用　者	住　　所	
	氏　　名	印
	電　話　番　号	

【署名代行】

私は、本人に代わり本人の同意の意志を確認し、署名を行いました。

署名代行者	住　　所	
	氏　　名	印
	電　話　番　号	
	職　　業	
	本人との関係	
	署名代行理由	

私は、居宅サービス事業者として利用者の申込みを受諾し、この説明書に定める各種サービスを、責任を持って誠実に行います。

住　所　　山口県山口市上竪小路８９番地１
法人名　　社会福祉法人　山口市社会福祉協議会
代表者　　会　長　　徳　永　　雅　典　　印
住　所　　山口市阿東地福上１６９７番地
事業所名　　山口市社会福祉協議会あとう訪問看護ステーション
電　話　　０８３－９５２－６００１
ＦＡＸ　　０８３－９５２－６００２
指定番号　　３５６０３９０１９１